

# 協会報 静岡公嘱だより

2021.12 特刊号

公嘱協会は大きく変化する時代を見据えて、様々な工夫を凝らし、新しい時代においても誰もが安心して暮らせる地域社会を求め、県内全域において広報活動及び事業推進を継続していきます。



## Topics

- ・令和3年度新役員の紹介
- ・磐田市において「登記所備付地図作成作業」を実施
- ・公嘱協会「公開講座」「出前講座」を開催
- ・「業務研究」の取組み
- ・「出前授業」の取組み

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒422-8006 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

TEL (054) 203-6833 FAX (054) 203-6841

URL : <http://www.shizukyo.jp/>

E-mail : [shizukyo@za.tnc.ne.jp](mailto:shizukyo@za.tnc.ne.jp)





# Topics

## 令和3年度第11回定時社員総会が開催され、新役員が選任されました。

令和3年9月3日(金)静岡市ホテルグランヒルズ静岡にて、令和3年度第11回定時社員総会が開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されていたため、会議はWEB配信され、社員はリモートにより参加しました。



(安田理事長挨拶)

定時社員総会の議案は以下のとおり上程され、第一号議案、第二号議案について承認可決されました。

- 第一号報告  
令和2年度事業報告
- 第一号議案  
令和2年度決算承認の件
- 第二号報告  
令和3年度事業計画
- 第三号報告  
令和3年度予算報告
- 第二号議案  
理事、監事及び予備監事  
選任の件



(議事審議中)



(会場風景)

# 理事長ご挨拶

## 公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 安田 欣市

平素より、静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事業活動につきましてはご理解、ご支援を賜り深く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染が今までの社会生活を大きく変化させようとしている状況の中、今後はこのウイルス感染と向き合っていく社会になっていくと思います。

私ども公嘱協会は、大きく変化する社会を見据えて活動しなければならいと考えております。

不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するとともに、官公署が行う不動産の表示に関する調査・測量、登記手続きの円滑な実施に寄与するだけでなく、土地家屋調査士の専門的能力を結集し、公益目的事業をとおして地域社会に貢献できるよう一層の努力をしてみたいと思います。

また、土地基本法や民法の改正に伴う土地の境界及び所有者情報の明確化や所有者不明土地問題の解消に向けた方策をしっかりと捉え、私ども協会が出来ることを検討しながら、登記所備付地図作成作業（14条地図作成作業）においては従来の業務処理から一層の効率化を図って作業に取り組み、狭あい道路拡幅整備事業及び官民境界確認補助業務につきましても啓発活動を継続していきます。

これからも公益法人としての組織の充実を図りながら、役員および社員の意識向上を目指し地域社会から信頼される公益法人として活動していく所存でありますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# 役員ご挨拶

## 副理事長 木下 忠義

令和3年度の定時社員総会におきまして、副理事長を拝命いたしました、西遠地区の木下忠義です。

業務担当として、受託契約に関する事項、業務啓発活動に関する事項、情報の収集伝達に関する事項等、担当させていただきます。

引き続き、公益目的事業を中心に、特に地図作成業務の受託体制強化のための活動及び研究、狭あい道路整備事業、官民境界確認補助業務の提案を行いたいと考えております。

そして、業務処理につきまして、業務処理システム、WEBGISの充実を図ります。測量技術・品質の向上と共に、基本的な業務の進め方につきまして、社員皆様及び発注者の満足度をアップする業務の進め方を考えてまいります。コロナ禍ではございますが、工夫を凝らして事業を実施していきたいと考えております。

社員皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

## 副理事長 森 道男

前期に続き、総務・経理担当の副理事長を仰せつかりました静岡地区の森道男です。

常任理事として9年目ではありますが、反省することも多く、日々学ばせていただいております。

当協会は公益法人として、10年間実績を積み重ね、社会から信頼される組織として活動して参りました。これからも更なる公益性、専門性を高め、また、社会の変化にも対応した会務運営に携わっていきたいと思います。

皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

## 副理事長 遠藤 護

広報・研修担当の副理事長に選任されました三島地区の遠藤護です。

公共嘱託不動産表題登記に関する研究や公益事業に関する研究、関係諸官庁に対する広報活動の研究や社員に対する研修企画を担当させていただきます。

社員皆様のご理解ご協力により変化する時代に即した協会の発展に貢献したいと思います。今後共よろしくお願い致します。



# 役員ご挨拶

## 常任理事 総務部長 増田 博之

総務部長に選任されました静岡地区の増田博之です。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら、公益法人としての当協会が円滑に運営されるために引き続き尽力したいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 常任理事 経理部長 芹澤 史人

経理部長に選任されました富士宮地区の芹澤史人と申します。

前年度は初めての協会理事ということもあり、不慣れなため至らない点が多々ありました。二期目となる今期は、これまでの経験を活かし、円滑な協会運営に貢献できるよう努めてまいりたいと思います。

今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

## 常任理事 業務部長 小川 宗隆

業務部長に選任されました西遠地区の小川宗隆と申します。

業務部では、「地図整備推進室」と「品質管理推進室」の2つの推進室を立ち上げました。いずれの推進室におきましても、近年の大きな時代の変化、技術革新、業務形態の多様化への対応を検討し、その成果を社員の皆様に還元できるよう努めてまいります。

また、推進室活動のみならず、当協会が社会から求められる公益性の高い事業については、積極的に展開していきたいと考えております。

微力ではありますが、協会が官公署の皆様信頼される法人として成長するよう役員として努めて参りますので、皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 常任理事 広報・研修部長 松本 健巳

広報・研修部長に選任されました中東遠地区の松本健巳です。

広報・研修部では、高校生を対象に行う出前授業や、官公署へ出向いて行う出前講座、司法書士協会と共催する用地買収問題シリーズ研修会、また、各媒体を利用した情報発信等により、公益法人としての役割を果たし、社会に貢献できるよう活動して参ります。

皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 役員ご挨拶

## 理事 鈴木 浩

理事に選任されました西遠地区の鈴木浩です。業務部への配属となりました。微力ですが協会の発展のため頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 理事 松島 弘明

理事に選任されました西遠地区の松島弘明と申します。広報・研修部の配属となりました。協会の為に全力で頑張りたいと思っておりますので、皆様のご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

## 理事 横矢 博史

引き続き理事として協会のお役にたてるよう努める所存でございます。2年間よろしくお願い申し上げます。

## 理事 中原 智弘

この度、広報・研修担当となりました島田地区の中原智弘です。初めての役員で不慣れな点が多く、みなさんにご迷惑をかけることもあるかと思いますが、いろいろご指導いただきながら、出来る限り協会の運営にご協力させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 理事 平井 謙次

この度、理事に選任され業務部に配属されました志太地区の平井謙次と申します。法務局の地図作成作業の円滑化を目指していきたいと思っております。皆様のご指導ご協力をお願い致します。

## 理事 渡邊 良秀

この度、理事に選任されました富士地区の渡邊良秀と申します。広報・研修部への配属となりました。部長を助け、理事の方々と協力し、コロナ過ではありますが、協会の発展及びPRに貢献できるよう頑張りたいと思っております。皆様のご指導ご協力をよろしくお願い致します。

## 理事 木戸 丈敏

理事に選任され、業務部員になりました沼津地区の木戸丈敏と申します。自分も勉強しながら取り組んで参ります。皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。

## 理事 石井 裕樹

理事に選任されました伊豆地区の石井裕樹と申します。広報・研修部への配属となりました。部長をはじめ理事の方々と協力し、協会に貢献できるよう頑張りたいと思っております。皆様のご指導ご協力をお願いいたします。

# Topics

## 磐田市において「登記所備付地図作成作業」を実施しております。

公嘱協会では、磐田市見付地区において、令和2・3年度(第1工区)、令和3・4年度(第2工区)登記所備付地図作成作業を静岡地方法務局より受託しました。公益事業の一環として中東遠地区・西遠地区社員を中心に一丸となって作業に取り組んでおります。

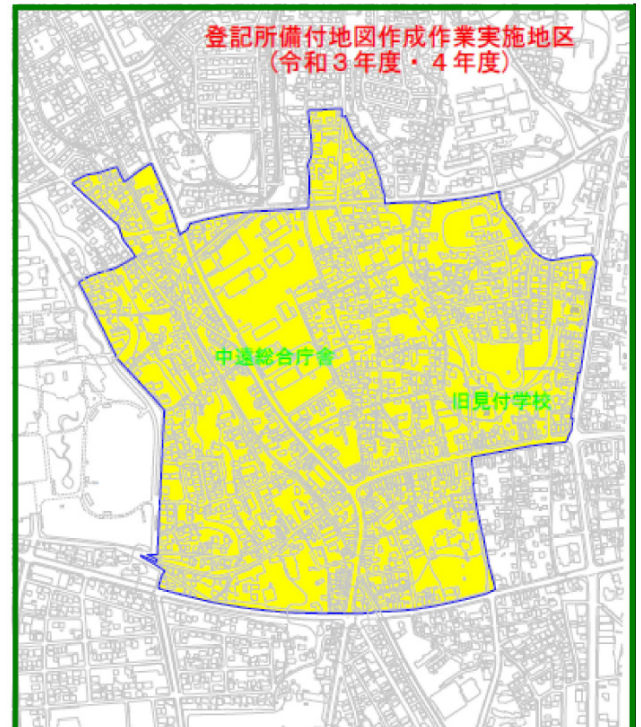
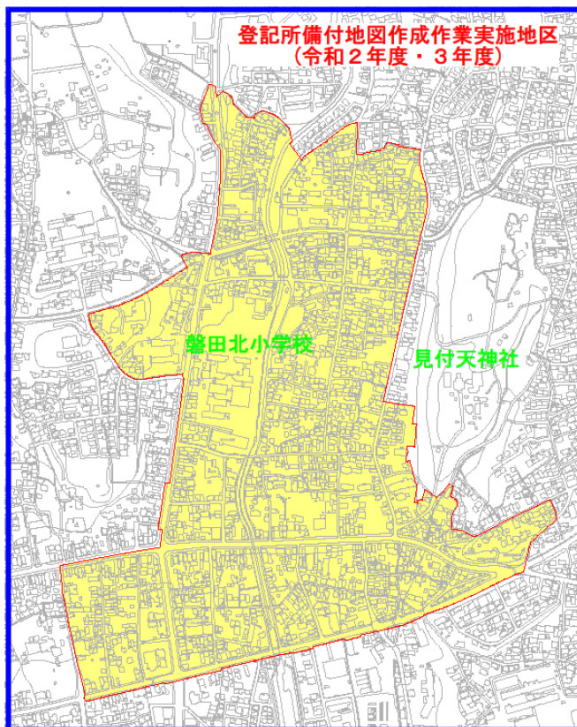
### 【作業実施地域】

磐田市見付の一部

令和2・3年度(第1工区) 面積: 0.57km<sup>2</sup> 筆数: 4,786筆

令和3・4年度(第2工区) 面積: 0.58km<sup>2</sup> 筆数: 3,950筆

磐田市見付の一部



この地図は国土地理院の基盤地図情報を使用したものです。

### ◆地図作成にはこんな効果が期待できます◆

- 国家基準点に基づいた精度の高い測量成果により作成された地図によって、土地の位置・区画を特定することができるため、災害等で境界標識が不明確となっても、現地に復元することができ、災害復旧を迅速に行うことができます。とともに、隣地との筆界に関する争いを未然に防ぐことができます。
- 土地の位置や筆界が明確となることで、土地の取引が円滑に進み、経済活動が活発になります。
- 道路整備・上下水道工事など公共事業の促進が期待できます。



# Topics

## 公嘱協会公開講座「用地買収問題シリーズ～特別編～所有者不明土地と未相続問題」を開催しました。

令和3年6月15日、沼津市プラサヴェルデにて、公開講座「用地買収問題シリーズ～特別編～所有者不明土地と未相続問題」を開催しました。

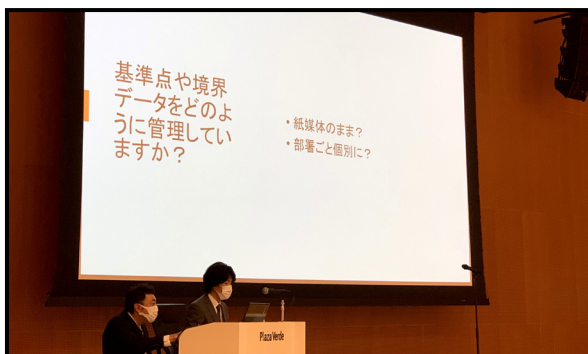
今回の公開講座は、感染症対策を実施した会場参加と、オンライン同時配信のZoomウェビナー参加により実施し、約250名の方に参加いただきました。

第1部の講演では、所有者不明土地問題、相続未登記土地問題の解消へ向けて、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会の伊藤隆理事長にご講演いただきました。



第2部では、協会の「WEBGIS」を用いた「官公署と協会の双方構築による情報共有方法の提案」をテーマに、協会業務部推進室の活動発表をさせていただきました。

発表直後より参加いただいた官公署の方々より、協会WEBGIS導入に向けてのお問合せを多数いただいております。



◎令和4年2月に「第3回用地買収問題シリーズ研修会」が開催されます

- 中部会場 令和4年2月 8日(火) 14:00～ 静岡市 静岡県司法書士会館
- 東部会場 令和4年2月15日(火) 14:00～ 沼津市 プラサヴェルデ
- 西部会場 令和4年2月22日(火) 14:00～ 浜松市 アクトシティ浜松研修交流センター

# Topics

静岡市役所職員を対象に「公嘱協会出前講座」を開催しました。

静岡市役所建設政策課よりご依頼いただき、令和2年12月4日に静岡市役所静岡庁舎にて「公嘱協会出前講座」を開催しました。

今回は『不動産登記制度について』というテーマで以下の内容をご依頼いただきました。

- 権利証と登記識別情報の相違点について
- 筆界、所有権界の違いについて
- 地図（公図）の種類について
- 地積測量図の求積方法
- 用地取得にあたり事前に不動産や地権者である法人を法務局で調査する際の証明書等の解説
- 所有権移転登記、地図訂正、地積更正、分筆等に必要となる書類について
- 公共嘱託登記等業務の主な工程について

23名の職員の方に参加いただき、「基本的な知識が深まり、実務に役立つ内容だった。」、「嘱託登記の工程説明がわかりやすかった。」等の感想をいただきました。

## 公嘱協会出前講座

### 『不動産登記制度について』

令和2年12月4日（金）  
静岡市役所静岡庁舎地下会議室

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会



# Topics

公嘱協会社員は、日々「業務研究」に取り組んでいます。



世界測地系座標による地積測量図や、境界点情報の蓄積や管理がされていけば、災害復旧・復興時に迅速な境界復元が可能となります。

公嘱協会では、地域社会に貢献できる団体であり続けるために、新しい技術を積極的に取り入れ、社員が高精度・高品質の成果を納品できるよう日々研鑽しています。



# Topics

公嘱協会では高校生を対象として「出前授業」に取り組んでいます。



屋外の授業では、生徒の皆さんは、GNSS測量機や、3Dレーザースキャナー測量機を操作し、最先端のデジタル機器やネットワークを利用した測量を楽しみながら実習しています。



公嘱協会では、社会貢献の一環として高校生を対象に出前授業を行っています。

土地家屋調査士の1日の仕事の紹介や、公図や全部事項証明書、地積測量図等の資料の読み方、土地や建物の登記申請代理業務等、土地家屋調査士の実務について学びます。

生徒の皆さんに土地家屋調査士の仕事を知っていただき、卒業後に役立つ知識と技術を身につけてもらえるような授業をしていきます。

## ◇出前授業実施校◇

静岡県立浜松工業高等学校

静岡県立島田工業高等学校

静岡県立科学技術高等学校

静岡県立沼津工業高等学校



# 土地基本法改正に伴う 公用地境界管理業務

令和2年から土地所有者に境界管理義務が課せられました  
公用地も例外ではありません



## 土地表題登記のお手伝い

令和2年4月1日、土地についての基本理念に係る責務を明らかにするために**土地基本法が改正施行**されました。この改正により国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定する責務が課せられました。そのためには、**法定外公共物等**についても**境界確定**を行い、**土地表題登記**を行うことにより、境界が明確になり災害時の復旧・復興や地域の活性化に繋がります。

### 土地基本法（一部抜粋）

#### 第六条（中略）

- 2 土地の所有者は、（中略）、**その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならない。**

第十三条 国及び地方公共団体は、（中略）土地の**境界の明確化**その他必要な措置を講ずるものとする。

公嘱協会の社員は**全員が土地家屋調査士**であり、専門的な知識と高度な能力を有し、地域の慣習や境界（筆界）の状況に精通しています。これを活用し業務を行っています。

# 土地基本法改正に沿った事業の提案

～譲与を受けた法定外公共物等の土地表題登記の促進を提案します～

- 土地の表題登記をすることにより、官民境界が明確になり、万一の災害時における迅速な復旧・復興にも役立ち、市民生活の安定向上と経済活動の発展に繋がります。
- 国土調査法第19条第5項を活用し、地図を備え付けることで国からの補助金が受けられます。
- 地籍整備推進調査費補助金は、測量・調査を実施する地域が以下の条件を満たす場合に申請することができます。



## ◆地籍整備推進調査費補助金の調査対象地域

地籍整備推進調査費補助金は、測量・調査を実施する地域が以下の条件を満たす場合に申請することができます。

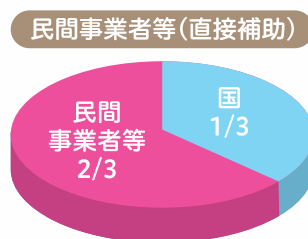
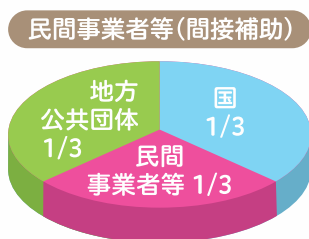
- ①人口集中地区または都市計画区域であること。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。
- ②調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区あたりの面積が500㎡以上であること。

※『地籍整備推進調査費補助金制度要綱』第3から抜粋

## ◆地籍整備推進調査費補助金の補助率

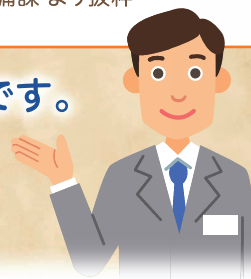
- ①実施主体が都道府県または市区町村の場合……調査費用の1/2以内
- ②実施主体が民間事業者等の場合
  - (1)間接補助の場合……調査費用の1/3以内かつ地方公共団体の補助額の1/2以内
  - (2)直接補助の場合……調査費用の1/3以内

※『地籍整備推進調査費補助金制度要綱』第6、第7から抜粋



『国土調査法第19条第5項指定の手引』令和2年9月改訂版 国土交通省不動産・建設産業局地籍整備課 より抜粋

土地家屋調査士は土地の表示に関する登記の唯一の専門家です。  
「土地基本法改正に伴う公用地境界管理業務」について、  
公嘱協会にご相談ください。



公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

電話番号：054-203-6833 FAX番号：054-203-6841

メールアドレス：shizukyo@za.tnc.ne.jp



内閣府公益法人情報誌「公益認定等委員会だより」にて、当協会の活動についてご紹介していただきました。

当協会に内閣府公益認定等委員会の皆様が来訪され、理事長より法人の概要や事業の説明を行い、土地家屋調査士の専門性について意見交換をしました。



## 委員の法人訪問記②

### 公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会



平成28年9月26日に静岡県で開催された公益認定等委員会委員と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（関東甲信越静岡ブロック）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び西村委員が「公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」を訪問しました。その様子を紹介します。

今回の訪問では、伊藤理事長をはじめとする皆様から、法人の概要や事業の様子についてお話を伺いました。不動産の登記（表示に関する登記）を行うことが可能な土地家屋調査士は国家資格が法律で定められています。

現地復元性のある正確な地図は登記所に保管されている地図全体の60%程度（都市部は20%程度）にとどまっているため、その整備を促進しなければならないところ、地図の作成のためには、広範囲において、精微な作業が必要となるため、多数の専門有資格者が組織的に適正迅速に処理する必要があります。

#### 主な活動内容

意見交換の様子



#### 公益社団法人 静岡県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会

国土の基本単位である個々の不動産（土地、建物）調査測量を行い、嘱託登記手続を適正かつ迅速に実施し、境界標を埋設すること等により、不動産に係る国民の権利の明確化及び国土の利用、整備に寄与することを目的として、昭和61年設立し、平成23年に公益社団法人に移行しました。

法人公式ページ  
<http://www.shizukyo.jp/>

#### ①狭い道路拡幅整備事業

緊急車両が通れる道路幅がないと家屋の建替時に建築確認が得られないため、土地所有者が土地の一部を市町村に寄付等をするようになります。不動産登記法では、分筆する土地全体の境界確定・求積が求められることから、調査・測量し、土地の境界全てに境界標を設置します。これにより、将来にわたって土地の境界も明確になります。

道路後退拡幅により、緊急車両が通れます。地震等の災害時にも安心ですね。



写真は拡幅前、拡幅後の状況を示しています。

#### ②地籍調査事業

大規模災害において、被災地の土地の境界や権利関係が明確でないために復旧に支障を来している事例が報告されています。被害の防止・減少と併せて、迅速に復旧活動を行うことが重要であり、土地の権利関係を明確にした被災地の復元のために地図を整備しておく必要があります。

地籍調査に基づく数値地籍図を整備し、土地の境界の位置を地球上の座標値と結びつけて管理します。



国図根点金目標埋設の様子

#### ③登記基準点設置とGISによる 登記基準点管理事業



登記基準点  
拡大写真

これが基準点。小さくても頼りになる、とても大切なもの。ガッチリ埋まっています。

測量の基準となる登記基準点を設置し、GISという位置や空間に関する情報を処理して表示する地理情報システムに入力することにより、災害時等に境界を復元できるようにするデータ管理します。

DID基準点（※）等を与点として移動しない構造物に登記基準点を堅固に埋設し、その登記基準点を基に測量して求められる一筆の確定土地の情報をGISに登録することにより、災害時にも境界を復元することが可能となります。

※ DID：人口集中地区（国勢調査を基に判断される。）  
基準点：国又は地方公共団体により設置される測量の基準となる測量標

#### ④出前事業

次世代を担う若者（高校生）に技術・知識の普及活動を行い、土地家屋調査士の仕事を学んでもらう体験授業です。

工業高校に出向き、土地家屋調査士という職業、日々の仕事の内容を知ってもらうため授業では実務を中心に、土地の境界についての考え方、登記情報等資料の読み方、登記申請に必要な書類の作成などとともに、最新の機器を用いた測量を体験し、得られた数値の意味を学びます。

最新の機器を使って高校生が測量に挑戦します。



出前授業の様子



測量だけではないんです。観測結果をしっかり考察しないと！皆さん、真剣にデータ向き合ってます。

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の皆様、快く御対応いただき、ありがとうございました。



こんなことでお役に立てることはありませんか？

公嘱協会にご相談ください

赤線(里道)  
水路の表題登記

嘱託登記手続き

狭あい道路の  
拡幅整備

地図づくり  
地籍調査事業

官民境界  
確認補助業務

基準点・境界  
データの管理

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

☎054-203-6833